

## 7

## 中小企業投資促進税制

～生産性を高めるような設備投資を応援します～

## 制度の概要

本制度は、一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却(注1)又は7%の税額控除(注2)が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるものです。

- (注1)特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。  
 (注2)税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。平成29年度税制改正により中小企業経営強化税制(P9参照)、商業・サービス業・農林水産業活性化税制(P22参照)と合わせて20%が上限となりました。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

## 適用対象者

青色申告書を提出する「中小企業者等」(P9参照)

## 適用期間

平成31年3月31日までに、対象設備を取得等して指定事業の用に供すること。

## 対象設備

設備	要件
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
測定工具・検査工具	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの (事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む)
一定のソフトウェア	一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの (事業年度の取得価額の合計額が70万円以上のものを含む)
普通貨物自動車	車両総重量3.5t以上(注2)
内航船舶	全て(注3)

- (注1)中古品、貸付の用に供する設備は対象外です。  
 (注2)普通貨物自動車は、道路運送車両法に規定する普通自動車で、貨物の運送の用に供するものが対象です。  
 (注3)取得価額の75%が対象となります。

## 指定事業

製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業)、農業、林業、漁業、水産養殖業

(注)不動産業、物品賃貸業、電気業、映画業以外の娯楽業等は対象になりません。また、風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当する事業についても、対象となりません。

- 1 軽減 法人税率の
- 2 繰越控除 欠損金の
- 3 繰戻還付 欠損金の
- 4 の特例 交際費課税
- 5 による支援 生産性向上  
特別措置法に
- 6 経営強化税制 中小企業
- 6 特例 固定資産税の
- 6 の特例 登録免許税・  
不動産取得税
- 7 投資促進税制 中小企業
- 8 性化税制 農業サービス業  
・農林水産業活
- 9 資産の特例 少額減価償却
- 10 税制 インフラ・  
デジタル・
- 11 税制 省エネ再エネ  
高度化投資促進
- 12 促進税制 地域未来投資
- 13 税制 研究開発
- 14 促進税制 所得拡大
- 15 税制 事業承継
- 16 特例 消費税の

# 中小企業投資促進税制

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 生産性向上特別措置法による支援

6 中小企業経営強化税制

6 固定資産税の特例

6 登録免許税・不動産取得税の特例

7 中小企業投資促進税制

8 農業・畜産・漁業・林業・水産業活性化税制

9 少額減価償却資産の特例

10 コネクテッド・インダストリーズ税制

11 省エネ再エネ高度化投資促進税制

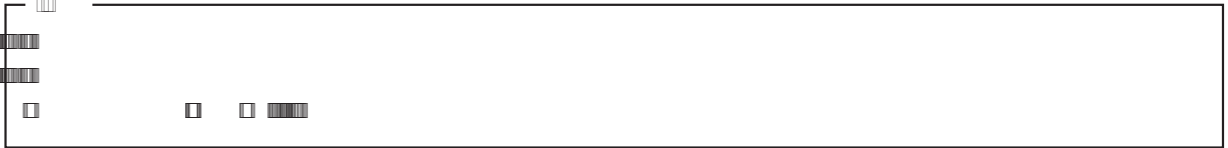
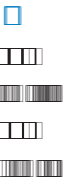
12 地域未来投資促進税制

13 研究開発税制

14 所得拡大促進税制

15 事業承継税制

16 消費税の特例



## る と の

### Q 対象となるソフトウェア

中小企業投資促進税制 対象となるの の なソフトウェア  
 の取得 の のソフトウェア 対象とな る  
 の ソフトウェア 対象 とな  
 の サ ス サ 化ソフトウェア ス ソ  
 フトウェア ソフトウェア不 ア ス ソフトウェアの 化  
 の の 得税 の の 対象 とな  
 税特 の 得税 の の 税

